

9月13日以降の学校における感染防止対策について

岐阜市教育委員会より、「9月13日以降の学校運営について（通知）」を通じて学校における感染防止対策について連絡がありました。これまでの対応を継続するものも含めて、以下の内容（通知の一部）をご承知おきいただくとともに、状況に応じて、対応をお願いします。

○学校関係者（児童生徒・教職員）の感染が判明した場合

- (1) 感染者の発症日2日前までの行動を確認
- (2) 上記2日間の行動から濃厚接触者や接触者の候補を特定
 - ・濃厚接触者、接触者→原則、PCR検査を受検

○感染が疑われる場合は登校しないことの徹底

本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、自宅待機等の対応をお願いします。

- A 本人が濃厚接触者となった
 - B 本人に発熱等の症状がある
 - C 本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった
 - D 同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった
 - E 同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある
 - F 同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D以外の場合）
- *濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合

○PCR等ウイルス検査の受検が決定した場合などの学校への連絡の徹底

休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者のPCR等ウイルス検査の受検が決定した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡をお願いします。